令和6年度 天塩町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します!



家賃や引**越費用**の 補助があるんだって!



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要

どんな世帯が 対象なの?

次の①~④の要件を全て満たす世帯です。

①<u>令和6年3月1日からお住まいの市区町村の事業終了日までに</u> 入籍した世帯

②<u>ご夫婦の所得を合わせて500万円未満(注)</u>の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

③<u>ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下</u>の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯

どんな費用が 対象なの? 新居の住居費

⑦新居の購入費・リフォーム費用

④新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

・新居への引越費用

(ウ引越業者や運送業者に支払った引越費用

いくら補助を 受けられるの? ア~⑦を合わせて1世帯あたり上限30万円です。 ※29歳以下のご夫婦は上限60万円です。

けられるの? ※29歳以下のこ天婦は上限60万円です

申請方法は? 必要な手続や書類について、下記お問合せ先に ご確認の上、直接申請してください。



【お問合せ先】

名称: 天塩町 福祉課福祉係 住所: 天塩町新栄通8丁目 電話番号: 01632-2-1728

